

## 静岡市城北運動場条例の一部改正について

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例

静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第16条」を「第14条第1項」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条を次のように改める。

（利用料金）

第8条 第6条第1項の規定により運動場のうちテニス場、相撲場又はクラブハウスの利用の許可を受けた者は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条第2号中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条に次の4項を加え、同条を第14条とし、第17条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

2 市長は、指定管理者にテニス場、相撲場及びクラブハウスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第8条関係」を「第14条関係」に、

施設	単位	使用料	
テニスコート	1面1利用区分帯 につき	1,020円（第6条第2項第1号ただし書に該当する場合は、510円）	を

施設	単位	利用料金の限度額	
テニスコート	1面1利用区分帯 につき	1,200円	に、

	施設	単位	利用料金の限度額	
	会議室	1室1利用区分帯 につき	920円	を

	施設	単位	利用料金の限度額	
	多目的室	1室1利用区分帯 につき	900円	に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 「1利用区分帯」とは、第4条に規定する開場時間を当該開場時間の開始時刻から、テニスコートにあつては2時間まで、クラブハウスの多目的室（以下「多目的室」という。）にあつては3時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金の限度額は、テニスコートにあつては1利用区分帯につき600円と、多目的室にあつては1利用区分帯につき300円とする。

(1) テニスコートについて、次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間

- ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間

エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間

(2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る第6条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間

2 第4条ただし書の規定によりテニスコート又はクラブハウス(多目的室に限る。)の開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。

(1) テニスコート 600円

(2) 多目的室 300円

3 第5条第1項ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。

5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

6 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市城北運動場条例第14条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。